

**全人代「中華人民共和国著作権法改正案（草案第二審議稿）」
意見募集表**

会社名： 日本国ビジネス機械・情報システム産業協会

意見項目	修正提案	修正理由
<p>第三条第1項(九)</p>	<p>本号を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「(九) <u>前各号と同視すべき性質・著作物の特徴を有するに合ったその他の知的成果</u>」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	<p>著作物の定義をするにあたって「著作物の特徴に合った」と規定するのは適切ではない。</p>
<p>第十四条第1項</p>	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「…<u>他の共同著作者が協議に応じず、又は協議をしても合意できず、かつ、合意が形成されないことに正当な理由がないときは、</u>いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。…」</p> <p>※下線部分を追記。</p> <p>また、本項の「ただし、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。」について、どのような場合が合理的な分配に該当するのか、明確にしていきたい。</p>	<p>共同著作者が協議自体に応じないことも考えられるため、そのような場合も本条の対象に含めるべきである。</p> <p>また、「合理的な分配」の基準について本法またはその他のガイドラインにおいて明確にしていきたい。</p>
<p>第十七条第2項</p>	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「…プロデューサーが契約書に取り決めた範囲又は<u>業界の慣例</u>を超えて本項に規定された視聴覚著作物を使用する場合、著作者の許諾を得なければならない。…」</p>	<p>「業界の慣例」とは何なのか不明確である。</p>

	※取消し線の部分を削除。	
第十八条 第1項	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は法人又は非法人組織著作者が享有する。ただし、<u>自然人と法人又は非法人組織との間に別段の約定又は契約等の定めがある場合はこの限りではない</u>法人又は非法人組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。」</p> <p>※取消し線の部分が削除した箇所、下線部分が追記した箇所。</p>	法人又は非法人組織の従業員が業務上の任務を遂行して職務著作を創作するにあたっては、法人又は非法人組織が当該従業員に報酬を支払い、創作場所や環境なども提供しているのだから、当事者間に別段の定めがある場合を除き、その著作権は原則として法人又は非法人組織に帰属させるべきである。
第四十九条	<p>本条に記載されている「技術的措置」（例：著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。）の意味を明確にしていきたい。</p> <p>なお、この「技術的措置」という文言は第五十条および第五十三条にも記載されているので、同様に明確にしていきたい。</p>	「技術的措置」の意味が不明確である。
第五十条 (一)号	<p>本条を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、<u>少量</u>の教育を担当する者、科学研究者に向けて、公表された著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組を提供する場合で、当該著</p>	「少量」の意味および基準が不明確である。著作権の対象は本法で定義される著作物であり、「レイアウトデザイン」は対象にならないため、削除すべきである。

	<p>作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組を正常なルートを通じて取得できない場合」</p> <p>※下線部を削除。</p> <p>また、「レイアウトデザイン」は第五十一条、第五十二条および第五十三条にも記載されているので、同様に削除していただきたい。</p>	
第五十一条	<p>本条（一）号および（二）号に記載されている「権利管理情報」の意味を明確にしてい</p> <p>また、「権利管理情報」は第五十三条にも記載されているので、やはり同様に意味を明確にしてい</p>	「権利管理情報」の意味が不明確である。
第五十四条第1項	「著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。」の「情状が深刻な場合」に該当する基準を明確にしてい	「情状が深刻な場合」が不明確であるので、その基準を本法またはその他のガイドラインにおいて明確にしてい
第五十四条第4項	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「…権利侵害者が<u>正当な理由なく</u>提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。」</p> <p>※下線部を追記。</p> <p>また、本項に記載される「必要な立証責任」を満たす基準を明確にしてい</p>	<p>権利侵害者が帳簿、資料等の提出を拒むことに正当な理由があった場合を参酌すべきである。</p> <p>また、「必要な立証責任」が不明確であるので、その基準を本法またはその他のガイドラインにおいて明確にしてい</p>

<p>第五十五条第1項</p>	<p>本項により当局が立入検査、物品の差押え又は押収をできる場合の要件を明確にしてください。</p>	<p>立入検査や物品の差押え又は押収は、それを受ける当事者に非常に大きな不利益を及ぼすので、要件を厳格且つ明確に規定すべきである。</p>
<p>第五十五条第2項</p>	<p>本項を以下の様に修正いただきたい。</p> <p>「著作権を主管する部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならず、<u>正当な理由なくこれを拒み、又は妨害してはならない。</u>」</p> <p>※下線部を追記。</p>	<p>立入検査や物品の差押え又は押収等を受けるにあたり、それを一切拒むことができないのは不合理であり、正当な理由がある場合は例外的に拒める余地を残すべきである。</p>

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)